５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　保険会社の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

７　［略］

［３～９　略］

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑲　略］

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

７　［同左］

［３～９　同左］

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑲　同左］